

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

令和2年度補正予算:42億円

- 障害福祉サービスは、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症によるサービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。
- このため、障害福祉サービス施設・事業所が、関係者との連携の下、感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う。

事業内容

1 障害福祉サービス事業所等におけるかかり増し経費支援

- ① 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所
- ③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等
 - ・事業所、施設等の消毒・清掃費用
 - ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
 - ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入 費用 等

※①から③に該当する通所系サービス事業所、短期入所事業所、障害者支援施設等が訪問サービスを実施する場合は、これらに加えて訪問サービスを実施する場合の費用（④と同じ）に対して追加の助成が可能

- ④ ①から③以外の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等が訪問サービスを実施する場合
 - ・訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当
 - ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 等

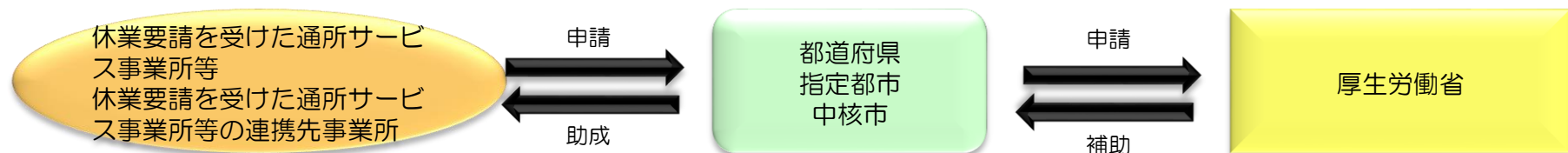
2 上記「1」の①、②及び自主的に休業した障害福祉サービス事業所等との連携（※）に係るかかり増し経費支援

（※）利用者を受け入れた連携先事業所等

- ・追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
- ・利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等報酬では評価されない費用 等

3 都道府県等の事務費

事業スキーム等



※補助率：国 2／3、都道府県・指定都市・中核市 1／3